

## 「鳥取県持続可能な地下水利用協議会」 入退会及び会費規程

### (目的)

第1条 この規程は、鳥取県持続可能な地下水利用協議会（以下「協議会」という。）規約第4条、第5条、第6条及び第9条の規定に基づき、入会退会及び会費に関して必要な事項を定める。

### (入会手続等)

第2条 会員になろうとする者は、入会申込書（別紙1）を会長に提出するものとする。

2 会長は、入会申込書を提出した者について、役員会に報告するものとする。

3 会員資格は、役員会の承認する日に始まり、退会は、会長に退会届を提出することで終了するものとする。

4 会員は、入会手続の際に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出るものとする。

### (会費)

第3条 会員は、別表に定めるところにより、会費を納めるものとする。ただし、これにより難しい会員は、役員会の決議により別途定める方法によるものとする。

2 会費は、原則として、毎年8月末までに当該年度分を納めるものとする。ただし、年度途中で入会する場合は、会長が指定する日までに、別表に定める額を納めるものとする。

3 ただし、国、県及び市町村等が公道に設置する融雪装置に係る地下水採取量は、会費の算定にあたっては、算入しないものとする。

### (退会手続等)

第4条 会員は、退会届（別紙2）を提出することにより、いつでも退会の手続を行うことができるものとする。

2 前項の場合、既納の会費等は、原則として返還しないものとする。

### (規程の改正)

第5条 この規程は、総会の議決により改正することができるものとする。

### (補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

### 附則

1 この規程は、協議会が設立する平成25年7月12日より施行する。

2 平成25年度の会費は、第3条第2項の規定によらず、平成25年10月末までに納めるものとする。

3 平成25年度及び平成26年度の採取予定量に基づき納入する会費と、採取実績量に基づき算定する会費に乖離があった場合は、各々の翌年度の会費納入時にその額を調整するものとする。

4 この規程は、令和5年3月8日から施行する。

(別 表)

## 1 会費の種類及び算定

### (1) 年間基準会費

次のとおり年間採取量を区分して、その区分に応じて算定する。

区 分	年間採取量 m3 (以上～未満)	年間基準会費 (円)	
		一般事業会員	水道事業会員
	0 ～ 5,000	—	—
A	5,000 ～ 10,000	2,000	2,000
B	10,000 ～ 25,000	5,000	
C	25,000 ～ 50,000	10,000	
D	50,000 ～ 100,000	20,000	
E	100,000 ～ 250,000	50,000	2,500
F	250,000 ～ 500,000	100,000	5,000
G	500,000 ～ 750,000	150,000	7,500
H	750,000 ～ 1,000,000		10,000
I	1,000,000 ～ 2,000,000		20,000
J	2,000,000 ～ 3,000,000		30,000
K	3,000,000 ～ 5,000,000		50,000
L	5,000,000 ～ 10,000,000		100,000
M	10,000,000 ～		150,000

ただし、賛助会員は、一律 年間 2,000 円

### (2) 年間採取量会費

次のとおり「基準単価」に「年間採取量」を乗じて算定する。

区分	基準単価	年間採取量
一般事業会員	1 m3 当たり 0.30 円	地下水保全条例に基づき毎年6月末までに報告される年間採取量報告書の数値
水道事業会員	1 m3 当たり 0.01 円	水道法に基づき毎年報告される数値のうち、別途、地下水保全条例の対象としてとりまとめられる数値

ただし、年間採取量が 5,000m3 未満の会員は、年間採取量会費を徴収しない。

## 2 協議会に納める会費の算定方法

### (1) 年間基準会費と年間採取量会費に調整率を乗じて算定する。

区分	内 容
一般事業会員	年間基準会費 + (年間採取量会費 × 調整率)
水道事業会員	
賛助会員	年間 2,000 円

### (2) 調整率は、次のとおり算定したうえ、収支予算と併せて、総会の議決により決定する。

- ① 収支予算の財源として、年間基準会費を第1順位で充当する。
- ② 上記①により収支予算に対して、財源が不足する場合、採取量会費を第2順位で充当する。
- ③ 上記②の際、採取量会費が収支予算の不足額程度となるよう調整率を定める。
- ④ 調整率は、少数点以下第3位を四捨五入するとともに、調整率を乗じて求める事業者ごとの採取量会費は、千円未満を切り捨てる。

# 入 会 申 込 書

年 月 日

鳥取県持続可能な地下水利用協議会 会長 様

住所（〒 ）

申込者

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

協議会への入会について、規約 条の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

## 記

- 1 会員区分 一般事業会員 ・ 水道事業会員 ・ 賛助会員
- 2 会費納付 納付書 ・ 口座振替 ・ その他（ ）
- 3 連絡先

区 分	内 容
事業所所在地	
事業所名	
担当者	
電話等	
メールアドレス	
その他	

※ 1 会員区分及び 2 会費納付の欄は、該当する箇所を○で囲んでください。  
※ 3 連絡先の欄は、会費等連絡事項の窓口となる所属・担当者等を記入してください。連絡・お知らせは、メールを中心に利用するため、アドレスは正しく記入してください。  
※ ホームページ等で提供可能な情報があれば、その他の欄に記入してください。

# 退 会 届

年 月 日

鳥取県持続可能な地下水利用協議会 会長 様

住所（〒 ）

届出会員

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

協議会を退会したいので、規約第 条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

## 記

1 退会（予定）日 年 月 日

2 連 絡 先

区 分	内 容
事業所所在地	
事業所名	
担 当 者	
電 話 等	
メールアドレス	
そ の 他	

※3連絡先の欄は、退会届の事務窓口となる所属・担当者等を記入してください。